

北九州市子ども読書活動推進会議規則

平成27年7月29日

教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市子ども読書活動推進条例(平成27年北九州市条例第39号。以下「条例」という。)第17条第7項の規定に基づき、北九州市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 条例第17条第6項に規定する部会(以下「部会」という。)に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び

第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行の日の翌日から平成29年7月31日までの間に任命される委員の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

(推進会議の招集の特例)

3 推進会議の最初の会議及び委員の任期満了後最初の推進会議の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。